

○検察審査会制度について

Q 検察審査会制度とはどのような制度ですか？

A 検察官が事件を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）の良し悪しを、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が審査する制度です。

Q 検察審査員の任期はどれくらいですか？

A 検察審査員の任期は、次の図のとおりです。任期は6ヶ月で、3ヶ月ごとに半数が入れ替わります。審査の経験を積んだ検察審査員等の約半数の人が残ることにより、円滑に審査を進められるようになっています。

月 郡	(任 期 は 6 ヶ 月)												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
第1郡(各5人) 【12月】選定		2/1										7/31	
第2郡(各6人) 【3月】選定					5/1								10/31
第3郡(各5人) 【6月】選定									8/1				
第4郡(各6人) 【9月】選定													11/1

Q 検察審査員はどのような仕事をするのですか？

A 検察審査員は、検察審査会のメンバーとなって、検察官のした不起訴処分の当否をすることを主な仕事としています。

また、検察の仕事全般について、改善すべき点があれば、その点を指摘して改めるよう申し入れをすることもできます。

Q 法律知識がなくても検察審査員の仕事はできますか？

A 検察審査員の仕事は、検察官のした不起訴処分が国民の常識に合致しているか否かを判断することですから、法律的な専門知識は不要です。

審査に必要な場合には、法律上の問題点などについて弁護士（審査補助員）の助言を求めることができます。

Q 検察審査会はどこにあるのですか？

A 検察審査会は、全国に165か所設置されており、全国の地方裁判所と主な地方裁判所支部の中にあります。

刈谷市にお住まいの人は、名古屋地方裁判所岡崎支部（岡崎市明大寺町奈良井3番地）に行ってくださいことになります。

Q 検察審査員を辞退することはできますか？

A 検察審査員に選ばれたら、原則として辞退できないことになっています。ただし、70歳以上の人、学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学している場合）、一定期間内に検察審査員・補充員、裁判員・補充裁判員を務めた人、重い病気又は怪我などにより出頭することが難しい人などは辞退することができます。

なお、単に「仕事の都合」や「家庭の事情」という理由で辞退することができない場合があります。